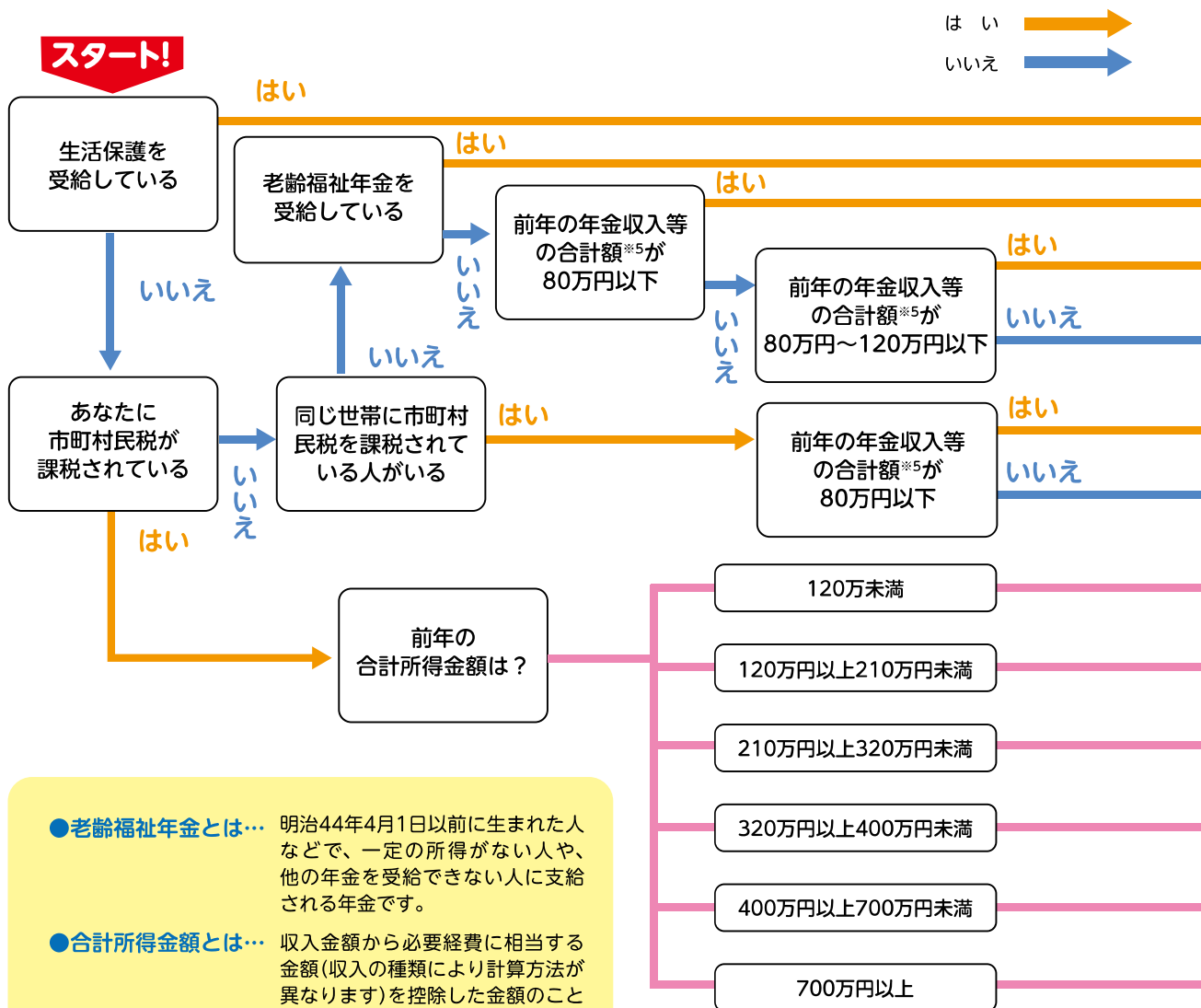
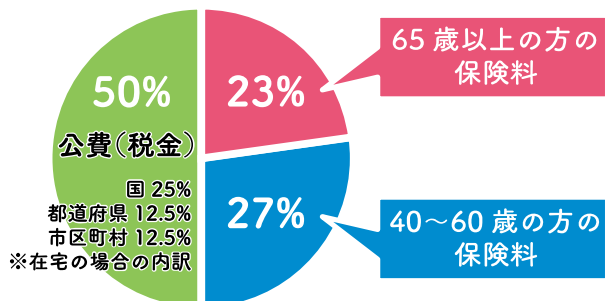


7 介護保険料について

介護保険料の財源

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援する仕組みです。

国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



- **老齢福祉年金とは...** 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- **合計所得金額とは...** 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第8期事業計画概要版

65歳以上の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決め方

基準額（年額）

＝ かつらぎ町で介護保険の給付にかかる費用

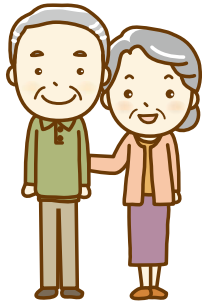


65歳以上の人の負担分（23%）

かつらぎ町の65歳以上の人数

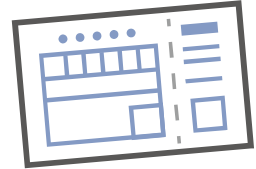
保険料段階	対象者		保険料率	保険料額（円）
第1段階	●被保護者		0.30	24,600
	世帯非課税	●高齢福祉年金受給者 ●年金収入等金額が80万円以下		
		●年金収入等金額が80万円超120万円以下		
第2段階	世帯非課税	●年金収入等金額が120万円超	0.50	41,100
第3段階	世帯非課税	●年金収入等金額が120万円超	0.70	57,500
第4段階	世帯課税	●本人非課税で年金収入等金額が80万円以下	0.90	73,900
第5段階（基準額）		●本人非課税で年金収入等金額が80万円超	1.00	82,200 （月額 6,850）
第6段階	本人課税	●合計所得金額が120万円未満	1.20	98,600
第7段階		●合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	106,800
第8段階		●合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	123,300
第9段階		●合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.70	139,700
第10段階		●合計所得金額が400万円以上700万円未満	1.85	152,000
第11段階		●合計所得金額が700万円以上	1.90	156,100

7



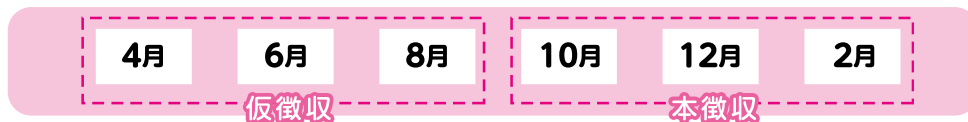
保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方



年金から差し引かれます(特別徴収)

保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて差し引かれます。



介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。(仮徴収) 10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます。(本徴収)

※年金から差し引かれる「特別徴収」の方でも一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった

➡ 増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

➡ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6か月後から年金から差引きになります。それまでは、納付書で納めます。

年金が年額18万円未満の方

【納付書や口座振替】で各自納めます(普通徴収)

●かつらぎ町から送られてくる納付書で、期日までに取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替**が便利です。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

これらを持って町取り扱い金融機関で手続きしてください。



介護保険料を滞納すると？

特別な事情がなく保険料を滞納している場合、次の措置がとられます。

・滞納が1年以上の場合

利用料の全額をいったん自己負担し、申請後に保険給付分が支払われます。

・滞納が1年6か月以上の場合

保険給付の一部または全額が、一時的に差し止められます。

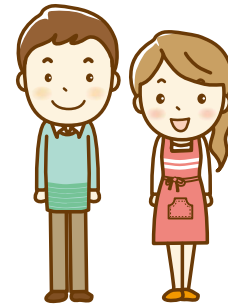
・滞納が2年以上の場合…

利用者負担が引き上げられたり、高齢介護サービス費などが受けられなくなります。

◆やむを得ない理由で保険料を納められない場合は…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなった場合は、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります、困ったときはお早めに町の介護保険係窓口にご相談ください。

40歳以上65歳未満 (第2号被保険者) の方の介護保険料



●国民健康保険に加入している方

【保険料の決まり方】世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。

納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と合わせて、世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している方

【保険料の決まり方】総報酬割によって決まります。

納め方

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。